事業者

① 障害福祉課基幹相談支援センターに事前協議(面談)

・電話予約の上、協議日程を調整

・事前協議シートを予め作成し、当日持参

② 運営規程の変更

③ 事業実施予定月の前月15日までに
前橋市障害福祉課代表メール(宛先は、障害福祉課基幹相談支援センター)に、以下の書類を提出

(1)地域生活支援拠点事業所登録申請書(様式第1号)
(2)運営規程の写し
(3)変更届(運営規程の変更)
(4)介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(地域生活支援拠点等の届出)
(5)介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

障害福祉課 障害政策係
(2)～(5)の書類を審査

障害福祉課 基幹相談支援センター
(1)(2)の書類を審査

④ 地域生活支援拠点事業所として登録

⑤ 地域生活支援拠点事業所登録(不登録)決定通知書(様式第2号)の送付